解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月五日

熊本市神水一丁目八番一号

社団法人熊本県自治体退職者会

清算人　岩崎　浩二

配当公告

愛知県春日井市鳥居松町四丁目一六八番地

破産者　株式会社神田商事

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第二九〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一五〇、五五〇、五九〇円

一、配当をすることのできる金額

金四〇、五七五、五六四円

平成二十三年一月五日

名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四一〇号室

破産管財人　山田　高司

配当公告

山口県岩国市麻里布町六丁目九番五―六〇一号

破産者　福田　雅良

右の者に対する山口地方裁判所岩国支部平成二十二年（フ）第七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇二〇、九三三、四五五円

一、配当することのできる金額

金一、〇七一、六〇二円

平成二十三年一月五日

山口県岩国市麻里布町七丁目六番四号

破産管財人　奥　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県下妻市横根四九九番地一、最後の住所茨城県結城郡八千代町大字栗山二二九番地一特別養護老人ホーム錦荘

被相続人　亡　赤川　徳治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

事務所茨城県筑西市乙八二八番三ＳＡＴＯＨビル二階萩原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩原　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市住吉九六六六番地三、最後の住所茨城県笠間市住吉九六六六番地一

被相続人　亡　平元　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

茨城県水戸市南町一丁目三番二七号橋本ビル二階

相続財産管理人　弁護士　人見　光一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区仲宿二二番地、最後の住所千葉県松戸市幸田二丁目二九三番地の一

被相続人　亡　音　正広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

千葉県松戸市五香西四丁目二番地の一

相続財産管理人　橋野　誠介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市豊四季一六七番地四、最後の住所千葉県流山市江戸川台西四丁目二二一番地の六三

被相続人　亡　渡邉　豊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

事務所千葉県柏市旭町一丁目二番一号第一関口ビル五階Ｅ号室三枝総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三枝　康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区弁天町一番地、最後の住所東京都渋谷区松濤二丁目一一番一二号セントラルホーム松濤

被相続人　亡　坂井　きよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階　相続財産管理人　大石　忠生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市羽加美一丁目一七番地一〇、最後の住所東京都羽村市羽加美一丁目六番地三

被相続人　亡　久保　善治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市高ケ坂一八六九番地一二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市北小町九六八番地、最後の住所横浜市中区大平町一番地

被相続人　亡　高橋　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階　相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼市塩沢二二九番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　桑原　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

新潟市中央区医学町通一番町四一番地医学町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　岩野　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区河渡二丁目己三四七番地、最後の住所新潟県新潟市東区河渡二丁目五番一〇号　被相続人　亡　佐藤　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

新潟市中央区医学町通一番町四一番地医学町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　岩野　正

第43期決算公告

平成23年1月5日　埼玉県坂戸市千代田五丁目4番32号

株式会社愛光

代表取締役　倉永　郁男

貸借対照表の要旨（平成22年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,769	流動負債	1,179
固定資産	740	固定負債	585
		負債合計	**1,764**
		株主資本	1,745
		資本金	200
		資本剰余金	32
		資本準備金	32
		利益剰余金	1,577
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,527
		（うち当期純利益）	(95)
		自己株式	△64
		純資産合計	**1,745**
資産合計	**3,509**	**負債・純資産合計**	**3,509**